

議案第124号

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例を廃止する条例を制定することについて

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月8日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

令和8年4月1日に、石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷を民間事業者に無償譲渡し、施設の魅力向上及び周辺観光の活性化を図るため。

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例を廃止する条例

石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例（平成18年石岡市条例第44号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）

2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市ふれあい交流施設やさと温泉ゆりの郷条例」（平成18年石岡市条例第44号）を削る。